

令和7年度分の内部通報の概要等

(1) 通報の状況

通報件数	左の通報件数のうち		備考
	受理件数	不受理件数	
12	8(うち3は調査中)	4(※)	※いずれも通報者の要件を満たさないため不受理

(2) 通報概要及び調査結果

通報概要	調査結果
<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバスが、バスの運行に関して許可申請のないまま運行しており、道路運送法に違反している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運行に使用したスクールバスは、バスの運行に関して許可申請のないまま運行し、道路運送法に違反していた事実は認められない。
<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバスが、他車の進行を妨げたことは道路交通法に違反している。市が管理する公園の駐車場をUターン場所として無断利用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通報内容の事実が一部認められた。(スクールバスが他車の進行を妨げ、道路交通法に違反していた事実は認められない。ただし、市が管理する公園の駐車場を無断でUターン場所として活用していた事実が認められた。) ←関係課において必要な措置を講じた。
<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバスが救急車の進行を妨げ、道路交通法に違反している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバスが救急車の進行を妨げ、道路交通法に違反していた事実は認められない。
<ul style="list-style-type: none"> ・県を当事者とする訴訟を提起する場合又は提起された場合、弁護士を訴訟代理人として選任するか、県職員を指定代理人とするかについて、その検討をすることなく訴訟代理人を選任して委託料を支出することは、地方自治法2条14項、地方財政法4条1項に違反している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県を当事者とする訴訟を提起する場合又は提起された場合、弁護士を訴訟代理人として選任するか、県職員を指定代理人とするかについて、その検討をすることなく訴訟代理人を選任し、地方自治法2条14項、地方財政法4条1項に違反していた事実は認められない。

・ある県職員が、利害関係者から対価を支払わずに役務の提供を受けたことは、岐阜県職員倫理規程に違反している。

・当該職員が、利害関係者から対価を支払わずに役務の提供を受け、岐阜県職員倫理規程に違反していた事実は認められない。